

平成十九年六月一日提出
質問第三一二二号

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

312

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第二三六号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」において、政府は北方領土を日本に返還することに対する、北方領土に居住するロシア系住民の意識について調査を行ったことはないと答弁しているが、右答弁はこれまで一度もかかる調査を行ったことがないということか。確認を求める。

二 北方四島交流、いわゆるビザなし交流の枠組みで、北方四島から北海道へ渡航したロシア系北方四島住民（以下、「ロシア系住民」という。）の人数は、これまでの累計でいくらになるか明らかにされたい。

三 「ロシア系住民」に対して、北方領土を日本に返還することに対する意識調査を行ったことがあるか。あるならば、その調査結果はどこに保管されているか。

四 二〇〇七年五月十八日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六六第二一六号）において、政府は「北方四島は我が国固有の領土であり、日本国憲法は北方四島にも施行されていると考える」と答弁している。我が国の最高法規である日本国憲法が施行されている地域の住民の意識について調査を行うのは政府の責務であると思料するが、政府の見解如何。

五 二〇〇七年五月二十二日に提出した質問主意書（質問第二三六号）で引用している、二〇〇七年五月十五日付の北海道新聞三十一面の記事（以下、「北海道新聞記事」という。）の内容は事実を反映しているかと外務省は認識しているか。

六 「北海道新聞記事」に書かれている、ロシア連邦政府が北方四島に積極的な投資を行い、北方四島に住するロシア系住民も「ここはロシア領土。日本への編入は考えてもいない」との意識を有している北方四島の現状は、我が国が目指す形での北方領土問題の解決に資する方向で推移していると認識しているか。外務省の見解如何。

右質問する。